

# 島根中央信用金庫

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることが、職員全体が働きやすい環境を作ることによってすべての職員がその能力を十分に発揮でき、女性職員が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

### 2. 当庫の課題

- （1）管理職を目指す女性が少ない
- （2）ワークライフバランスにおいて、介護休暇や男性の育児休暇等の取得が少ない

### 3. 行動計画

#### 目標 1

管理職（次長以上）に占める女性の人数（割合）を8名以上、または10%以上を目指します。

#### 〈取組内容〉

- ・女性職員の職域の拡大や管理職を目指す女性職員のための研修を実施します。

#### 〈実施時期〉

- ・令和4年4月～ 庫内研修のカリキュラムの見直しを実施します。
- ・令和4年7月～ 女性管理職が登用可能となるジョブローテーションを実施します。

#### 目標 2

代理職に占める女性職員の割合40%以上を目指します。

#### 〈取組内容〉

- ・男性職員中心であった職務への女性職員の配置拡大、それによる多様な職務経験の付与を図ります。

#### 〈実施時期〉

- ・令和4年6月～ 女性融資担当育成のための研修を実施します。
- ・令和4年12月～ 女性営業担当育成のための研修を実施します。

### 目標 3

男性職員が配偶者分娩時に利用できる慶弔休暇3日の取得 100%を目指します。

#### 〈取組内容〉

- ・男性職員がもっと育児に関わりが持てるよう、令和4年4月以降、職員へ庫内文書等を発信するなど周知を図ります。
- ・対象者およびその所属長へ人事課より個別に取得を働きかけます。

#### 〈実施時期〉

- ・令和4年 4月～ 職員へ庫内文書等を発信するなど周知を図ります。
- ・令和4年 4月～ 対象者およびその所属長へ人事課より個別に取得を働きかけます。
- ・令和4年 7月～ 育児休業規程の見直しを行います。